

砺波市議会 緊急事態発生時行動フローチャート

大規模災害等の緊急事態が

発 生

行 動 基 準



(1) 緊急事態発生時

ア 本会議等開催中に発生した時は、まず休憩又は散会し、傍聴人等の避難誘導や安全確保を最優先！

イ 本会議等開催時間外に発生した時は、指示があるまでは、個人の判断に基づき行動！
(地域の救援活動及び復旧活動への協力・支援等)

(2) 初動体制 (発生後 概ね2日以内)

ア 議長等への安否報告と連絡体制の確立・維持！

イ 危険な行動(移動)は控え、安全を最優先！

正副議長

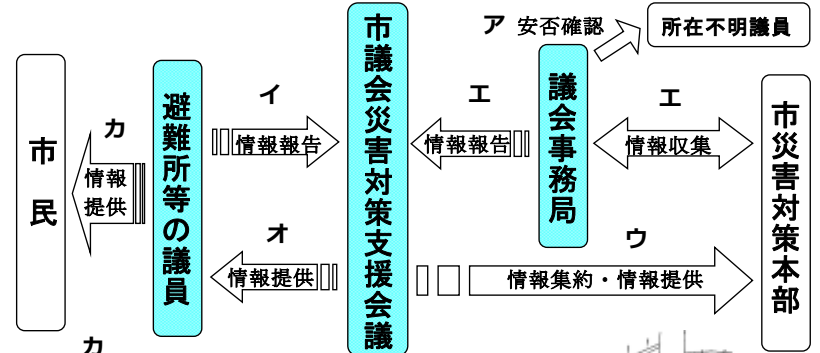
**砺波市議会災害対策支援会議
設置**

本庁舎内

(本庁舎が被災した場合は代替施設)

常任委員長

(3) 応急体制 (発生後 概ね3~7日以内)



避難所等における議員の役割
・復旧活動への積極的な参加
・被災者に対する行政相談、助言等



(4) 復旧体制 (発生後 概ね8日目以降)

